

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標	
環境・体制整備	1	7		国の定めた基準以上の広さを確保し、スペースは児童の特性に応じて適切に配置・利用しております。		
	2	7		国の定める配置基準では、事業所に児童発達管理責任者・管理者を1名以上配置、児童10名までに職員2名を配置、それ以上の児童が利用する際には、児童5名につき職員を1名ずつ増員するというものになっており、その基準を厳守しております。		
	3	7		生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている		
	4	7		それぞれの児童の活動に合わせた空間作りを心掛けております。毎日、清掃と教材や玩具の消毒、故障等ないか確認を行いながら整理整頓を行っています。また、なるべく大きな物、高さがある物を教室に置かないようにしています。		
業務改善	5	7		その勤務の職員が揃った時間に業務連絡、療育内容の確認など話し合いの場を設けております。また定期的に会議を実施し、支援の改善点、療育の計画などすべての職員が情報を共有できるように図っております。		
	6	7		評価表を集計し、職員全体で向き合い、振り返りを行うことで業務改善に繋がっています。評価にあるご意見やご要望などについては、どう改善していくかを職員間で話し合い、内容を共有し取り組めるようにしております。		
	7	7		COMPASS 発達支援センター公式 Web サイトにて公開しております。	今後も公式 Web サイトで公開していきます。	
	8	7		現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者からの評価受審については今後の検討課題として検討していきます。	
	9	7		年間計画に沿った定期的な研修を実施し、職員の資質向上の機会を確保しております。		
適切な支援の提供	10	7		児童発達支援管理責任者が中心となって児童の現状に合った支援計画を作成し、その都度見直しをおこなっております。また関係機関との連携を図り、児童の現状と今後の課題に沿った計画を作成しております。		
	11	7		社内共通様式で標準化されたアセスメントツールを活用しています。ツールには児童の意思表示の方法や身辺自立の状況、言葉や文字、数への理解など細かく書けるようになっております。		
	12	7		児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている		
	13	7		支援計画に基づく支援となるように会議にて活動内容を決定、実行しています。		
	14	7		ケース会議を行い、児童一人ひとりの支援内容について意見を出し合ったうえで療育で取り組む課題をチームで設定しております。		
	15	7		定期的に行う固定プログラムのほか季節の行事や児童の興味に配慮したプログラムも取り入れ楽しく意欲的に活動できるように工夫をしております。		
	16	7		個別療育で語彙の獲得や、気持ちの伝え方等個々の課題の学びの場を持つようにし、集団活動の中でそれを活かして表現できるように見守っています。また職員が関わりの中に入って個別と集団を組み合わされる工夫を随時行っております。		
	17	7		毎朝ミーティングを行い、当日の担当や役割分担について対応を確認しております。		
	18	7		次の支援のために必要な振り返りに漏れないように「児童について」「保護者様について」「学校連携について」等、情報共有に努めています。		
	19	7		支援に対する記録は、療育担当者が必ず行い、切れ目のない支援に役立てています。記録はケース会議などで振り返り、今後の目標設定に活用しています。		
関係機関や保護者様との連携	20	7		定期的にモニタリングを行い、計画の見直しの必要性を判断しています。児童発達支援管理責任者が支援計画の見直しの時期を把握し、時期に合わせて、面談で聞き取りを行い、次回の目標設定を検討しております。送迎時の保護者様との会話からもご意見として参考させていただいております。		
	21	7		障害児相談支援事業所のサービスクラスに精通したその児童の状況に精通した最もふさわしい者が参画している		
	22	7		母子保健や子ども・子育て支援等や関係機関と連携した支援を行っている	今後は感染症の状況に留意しながら積極的に関係機関の研修の機会を逃さず参加して助言を受け、密に連携が取れるように努めます。	
	23	7		（医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある児童等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっており、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。	
	24	7		（医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある児童等を支援している場合）児童の主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっており、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。	
	25	7		移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている		
	26	7		移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている		
	27	7		他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	例年関係機関とは積極的な連携に努めていますが、今年度は感染症の影響のため、電話以外の助言や研修を受ける機会が、持つておりません。	
	28	7		保育所や認定こども園、幼稚園等との交流などの外部の児童と活動する機会がある	現在児童発達支援の児童のご利用はない状況ですが今後受け入れ希望があった場合には感染症の状況など鑑みながら対応を検討してまいります。	
	29	7		（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等積極的に参加している	今年度は感染症の影響が協議会への参加機会を持つことができませんでした。	
保護者様への説明責任等	30	7		日頃から児童の状況を保護者様と伝え合い、児童の発達状況や課題について共通理解を持っている	ご利用の都度、連絡帳に療育内容を記入してお伝えし、送迎時に保護者様からのお悩みをお聞きしたり、事業所での様子や課題についてお話をしています。	
	31	7		保護者様の対応力の向上を図る観点から、保護者様に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	送迎などの機会に保護者様のお悩みやお困りごとをお聞きし、必要な助言や効果的な支援方法などをお伝えするよう努めています。また療育上必要でご家庭での協力が仰げるものはご提案し、可能な範囲で取り組んでいただいております。	
	32	7		運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	保護者様に分かりやすいように丁寧な説明を行っております。また契約の際の読み合わせでは質問やご不明な点がないかなどを確認しながら進めております。	
	33	7		児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者様から児童発達支援計画の同意を得ている	モニタリングを行い、ガイドラインが示す支援内容を踏まえた支援計画を作成し、保護者様と読み合わせ、丁寧に説明を行ったうえで同意を得て、サイン、捺印をいただいております。	
	34	7		定期的に、保護者様からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	連絡帳や来所時にご相談があった際は、児童発達支援管理責任者が中心となり職員間で共有しています。送迎時、連絡帳のほか、できるだけ面談を行い、保護者様のお悩みの解決に向けて尽力しております。	
	35	7		父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりするなどにより、保護者様同士の連携を支援している	感染症の広がりが社会情勢の様子を見ながら検討しておりますが今年度は保護者会を開催できていません。その分事業所内での活動報告を掲示板などで積極的に発信し、連携を図っています。	
	36	7		子どもや保護者様からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、児童や保護者様に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	こちらからもお掛けを行い保護者様からのご意見や申し入れがあった場合は適切に対応しております。また担当者や連絡が取りやすいように配慮しご意見は全職員と情報共有し迅速な対応を心掛けております。	
	37	7		定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を児童や保護者様に対して発信している	季節ごとにお便り（お知らせ、行事予定）を発信しています。また、事業所には玄関にお知らせ用掲示板を設置しております。	
	38	7		個人情報の取扱いに十分注意している	法人の定める個人情報保護に則って、名前の表示・状態などの流布・外での会話など漏洩がないよう細心の注意を払っております。また書類は施錠ができるキャビネットで保管しております。	
	39	7		障がいのある児童や保護者様との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	児童独自の意思表示法などについては保護者様に教えていただき、確認しております。また、簡潔で分かりやすい声掛けや言葉だけでなく、身振りなどの視覚的支援を通して意思の疎通ができるよう心がけています。	
非常時等の対応	40	7		事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	感染症の予防、個人情報保護の観点から事業所の行事に地域住民を招待するような企画は行っておりませんでした。	
	41	7		緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者様に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	各マニュアルは事業所入り口に設置し、いつでも閲覧できるようにしております。防災訓練は今年度4回実施予定です。	
	42	4		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	非常時避難用の道具（安全ヘルメット、防災頭巾、99カード他）を常備しております。定期的に非常時を想定した話し合いや児童と一緒に避難訓練を行っています。	
	43	4		事前に、服装や予防接種、てんかん発作等の児童の状況を把握している	服装や、てんかん発作のある児童については必ず職員間で情報共有し、万が一のことがあった場合に備え、対処法を確認し合っています。	
	44	1	3		事前にアセスメントシートを基に確認をしておりますが、事業所内での食事提供はおこなわないため指示書はいただいております。	事故のないよう、より十分に注意してまいります。飲食の提供はありませんが、アレルギー等については職員全員に周知し、安全に配慮しております。
	45	4			大きな事故を未然に防ぐという共通目的を意識し、小さなことでも気づいた点は記録に残して全職員共有しています。記録はファイリングし、過去の事例と合わせていつでも確認できるようにしています。	
	46	4			事業所に虐待防止責任者を選定し、すべての職員が事業所内研修に参加し、認識を深めております。	
47	4			利用契約書に原則として身体拘束の禁止を記載していますが、やむを得る必要となる場合には、保護者様の承諾を得て支援計画に記載するようにしております。		

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。